

第17号議案

亀岡市手数料徴収条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月18日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第3号中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項第5号中「又は同法」を「の交付、同法」に改め、「記載した事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付に係る」を加え、同項第6号中「の閲覧手数料 書類1件につき 350円」を「を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務に係る手数料 書類又は届書等情報の内容

を表示したものの1件につき 350円」に改め、同項に次の2号を加える。

- ・ 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
- ・ 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行による市民の利便性の向上と事務の効率化を進めるにあたり、戸籍証明書等の広域交付制度の開始や情報連携による証明書添付の省略を可能とすること等を踏まえた地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、新たな交付手数料等を定めること。
- 2 この条例は、令和6年3月1日から施行すること。